

# 栄村耐震改修促進計画（第Ⅳ期）

令和8年4月

長野県栄村

# 目 次

## はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけと他の村計画との関係・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・・・ 5～12
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～15
- 3 耐震改修等の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16～19
- 4 公共建築物の耐震化の目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20～21

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・・・・・ 24
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・ 25

## 第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 4 集落等との連携策及び取組み支援策について・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 5 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26～27

## 第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法による指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携・・・・・・・・ 28

## 第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

- 別表1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

# はじめに

## 1 計画の目的

栄村の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断と耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的とします。

## 2 本計画の位置づけと他の村計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により策定するものです。

また、本村における他の計画（栄村地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。（図-1）

### (1) 「栄村地域防災計画」

栄村地域防災計画において、第2章災害予防計画、第20節建築物災害予防計画の中に次のように定められています。

#### 3 . 公共建築物

公共建築物の中には役場庁舎等、災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

##### (1) 村が主体となって行うこと

- ア 村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施
- イ 防火管理者の設置
- ウ 緊急地震速報の活用

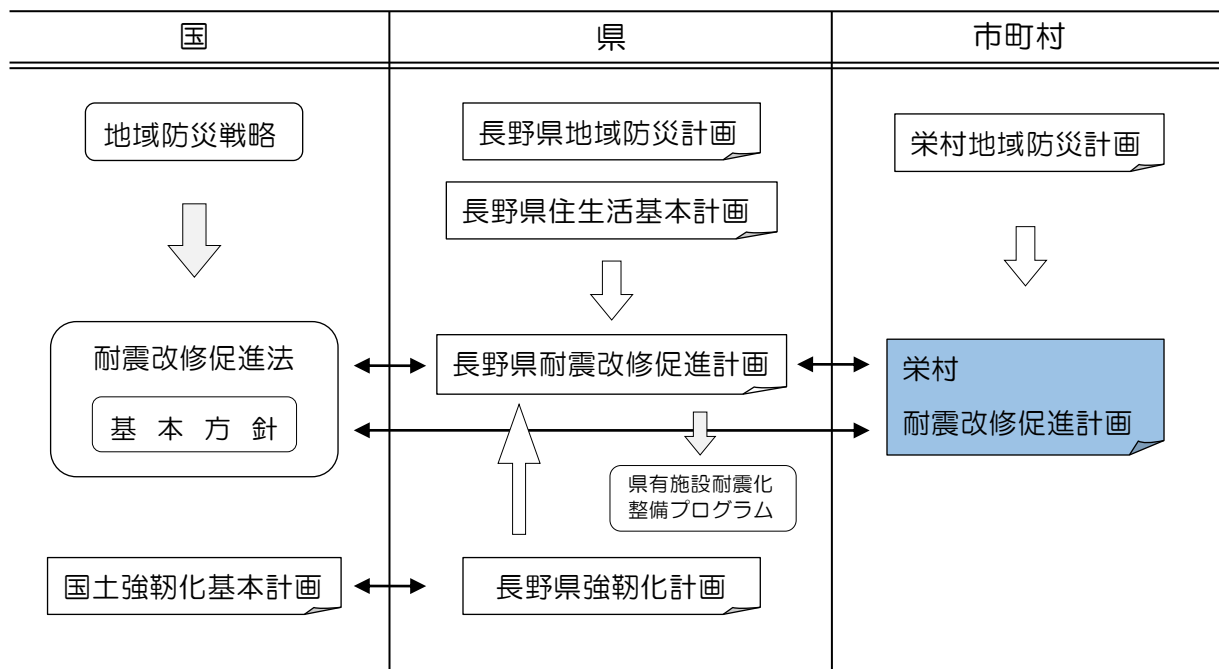
#### 4 . 一般建築物

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

##### (1) 村が主体となって行うこと

- ア 耐震診断・耐震改修の周知
- イ 耐震診断・耐震改修のための支援措置
- ウ 必要に応じて、がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(図-1) 栄村耐震改修促進計画の位置づけ



### 3 計画期間等

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、旧計画の検証を行い、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組みを行います。

## 4 耐震化の必要性

### (1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況となっています。

平成16年10月には新潟県中越地震、そして平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震が発生して多大な被害をもたらしており、大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっています。また、東海地震、東南海・南海地震等について、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

平成23年3月には未曾有の被害をもたらした東北地方太平洋沖地震とこれに関連した長野県北部の地震が、6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の西北部を震源とした神城断層地震が発生するなど、長野県内でも大地震が発生しています。

### (2) 大地震時の死因の約9割は建物の倒壊によるものです。

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

### (3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

この教訓を踏まえ、地震による人的・経済的被害を少なくするため、建築物の耐震化を図ることが有効であり、重要となります。

国においても中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、建築物の耐震改修については、全国的に取組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）においては、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることを目標としており、これらの課題や目標の達成のためには、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられています。

### (4) 耐震改修促進法の改正について（平成18年1月施行）

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正（平成18年1月26日施行）が行われました。この改正により、

ア 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

イ 建築物に関する指導等の強化として、

(ア) 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施

(イ) 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

(ウ) 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

(エ) 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

## 5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

### (1) 住 宅

ア 戸建ての住宅

イ 長屋建て住宅、共同（建て）住宅

### (2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表－1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

### (3) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では村内の建築物を対象としています。

なお、本計画においては、上記(1)、(2)ア及び(3)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウに関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

# 第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

## 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生が想定される地震が報告されています(表1-1、図1-1)。

また、地震調査研究推進本部(※1)によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川-静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は最も高い区間で30%、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています(表1-2)。

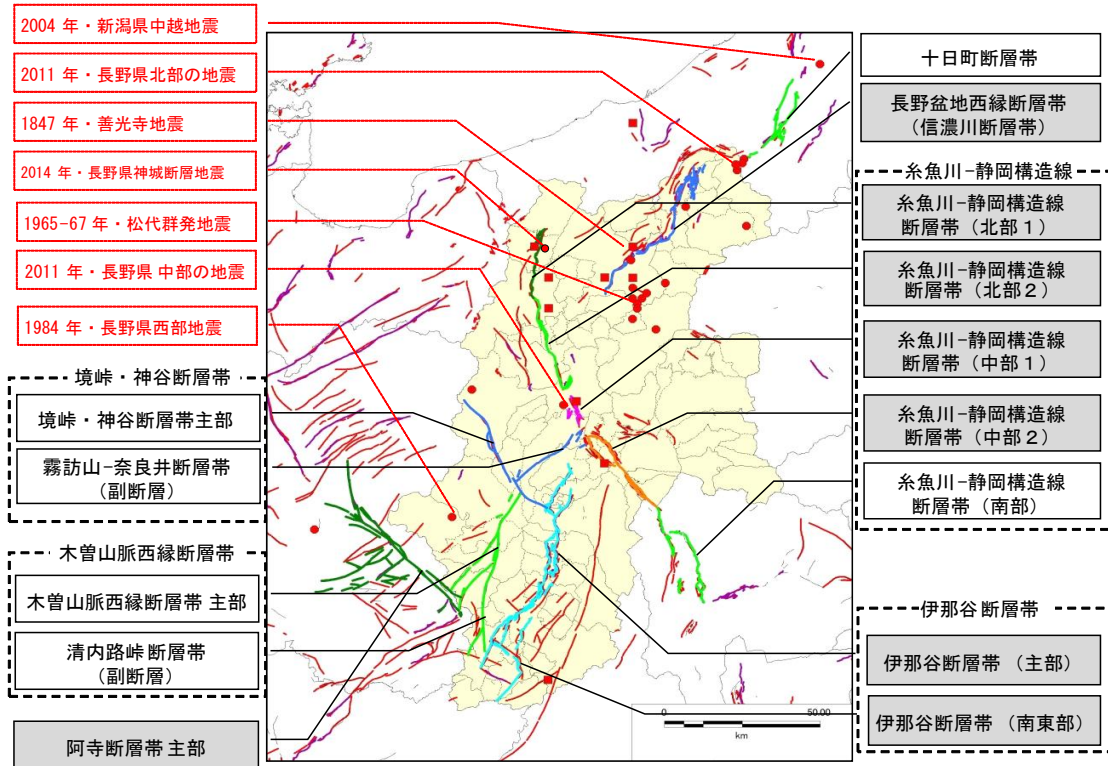
(表1-1) 想定地震等の概要

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					M <sub>j</sub>	M <sub>w</sub>	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	文部科学省研究開発局 ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査 ベースモ デル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース	
海溝型 地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	-	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース

(注) 気象庁マグニチュード(M<sub>j</sub>)とモーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)について

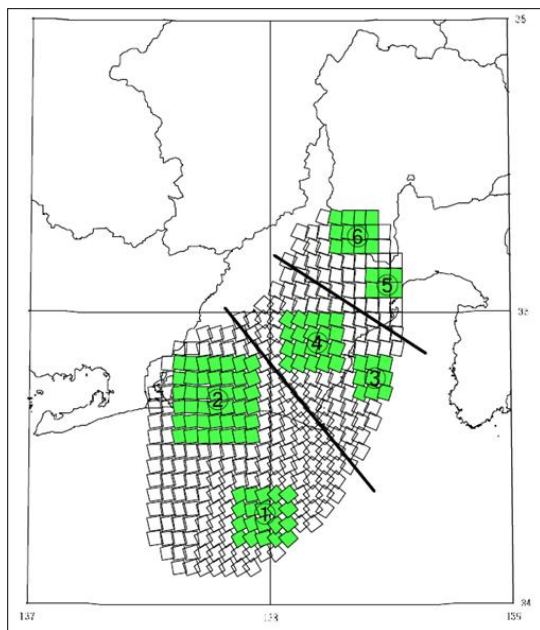
断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(M<sub>j</sub>)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)を求めている。M4~M8の海溝型地震ではM<sub>w</sub>=M<sub>j</sub>であることから、これを外挿してM<sub>j</sub>を求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長(文部科学大臣)と本部員(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



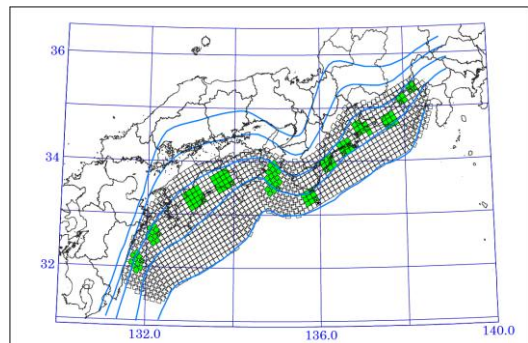
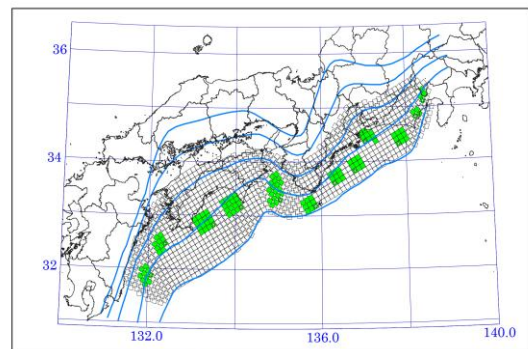
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書)



□：小断層 ■：強震動生成域 (SMGA) の位置

(図1-2) 想定東海地震の断層モデル 中央防災会議(2001)



(図1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル 内閣府(2012) (上図：基本ケース、下図：陸側ケース)

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川―静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 80% (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。  (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 R7.1 地震調査研究推進本部による。

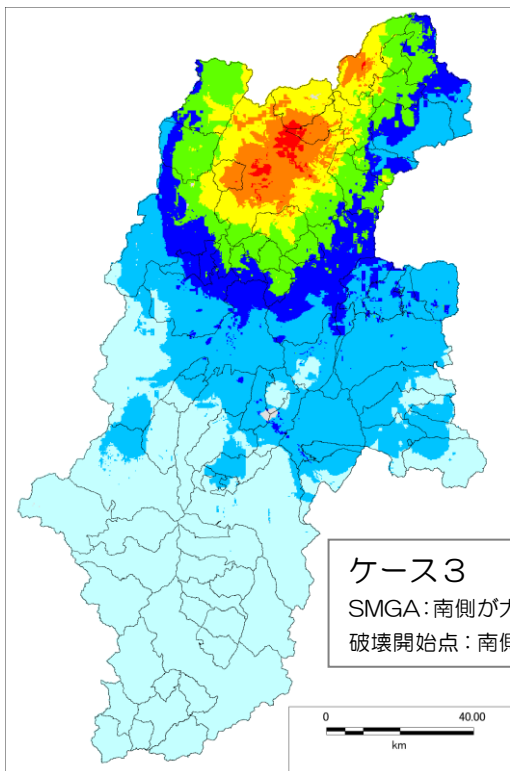
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

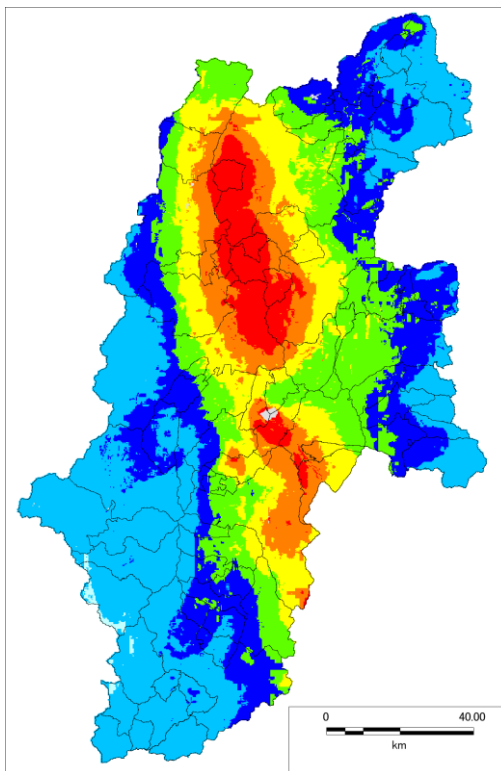
また、想定地震毎の計測震度(地表面)を図に示すと図1-4~13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

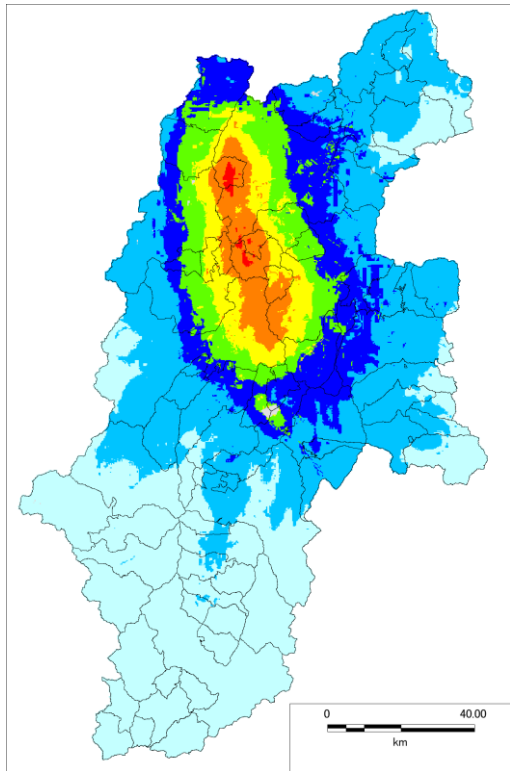
※5 建築物被害ケースが最大のケースを示す。



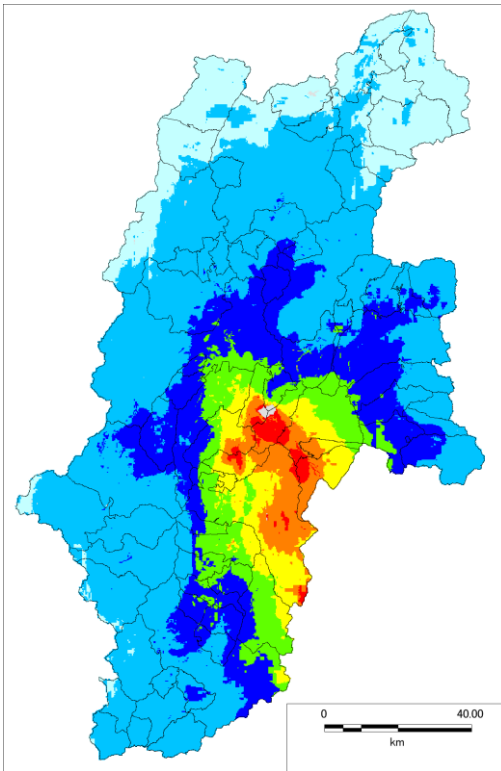
(図1-4) 長野盆地西縁断層帯の地震 (Mj7.8) の地表震度分布



(図1-5) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (全体: Mj8.5)

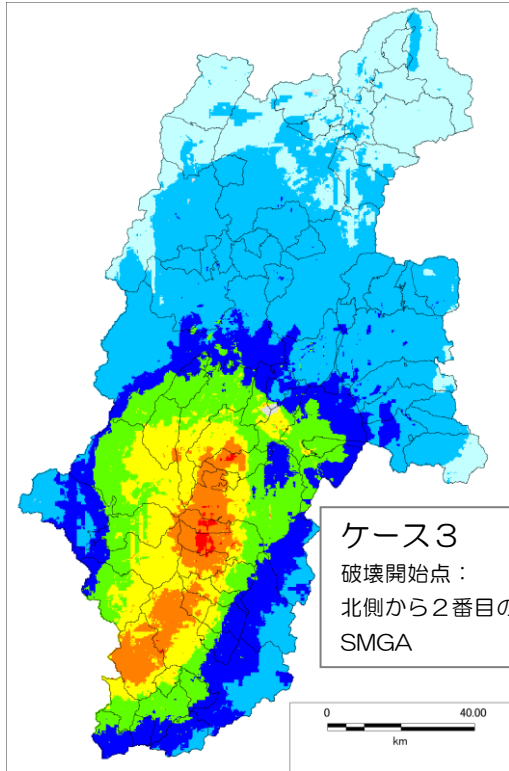


(図1-6) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (北側: Mj8.0)

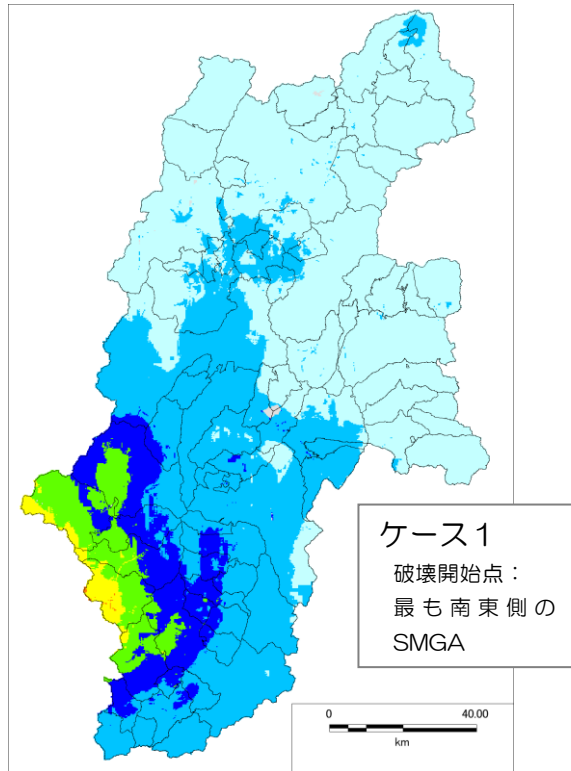


(図1-7) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (南側: Mj7.9)

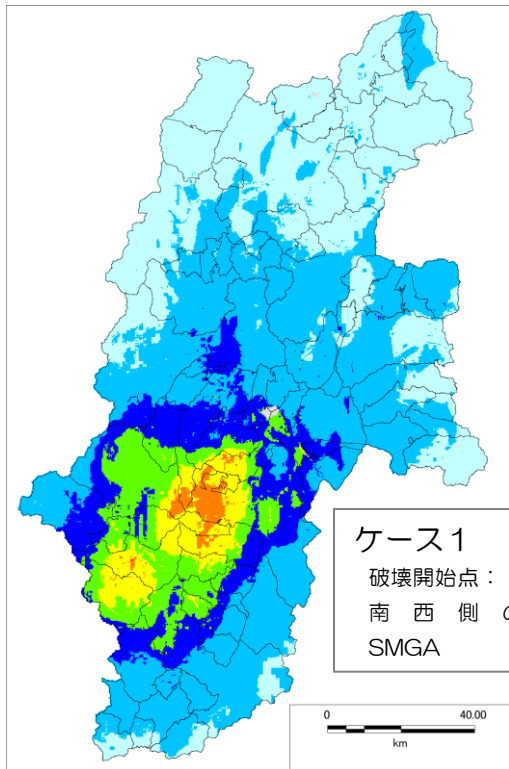




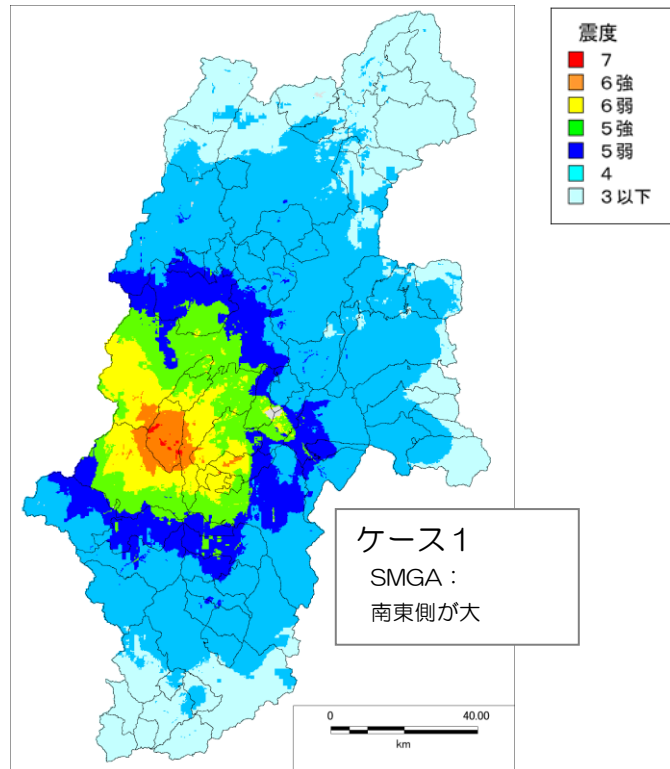
(図1-8) 伊那谷断層帯(主部)  
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9) 阿寺断層帯(主部南部)  
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-10) 木曾山脈西縁断層帯  
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度

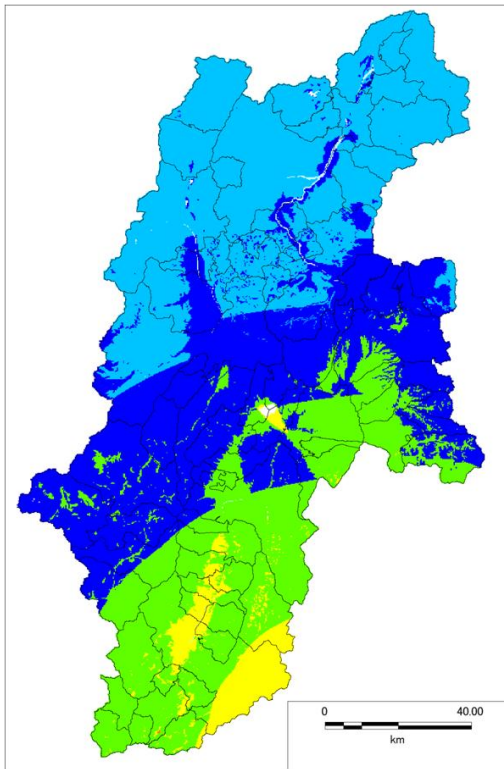


(図1-11) 境峠・神谷断層帯  
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分

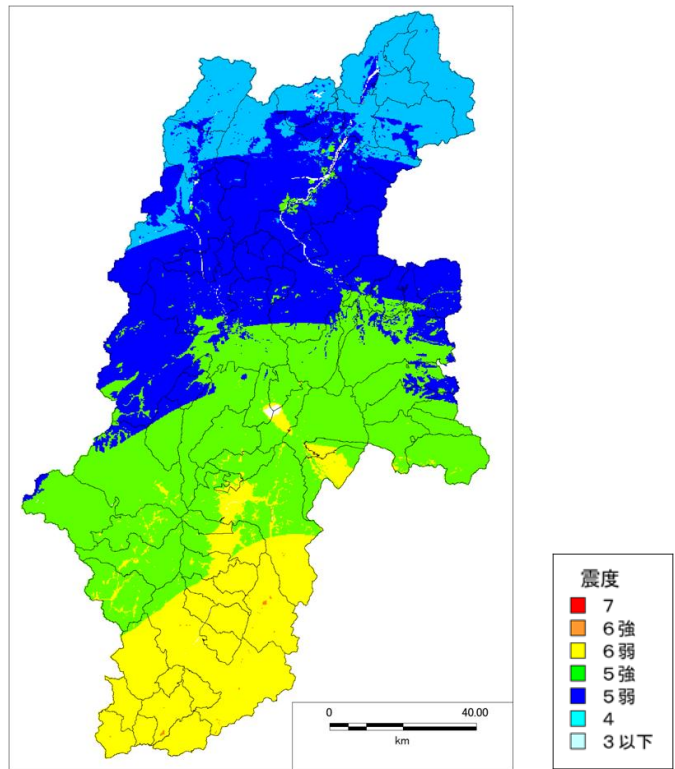


(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12) 経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布



(図1-13) 経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震、東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3) 被害想定 (建築物被害)

(単位：棟)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	—	冬18時	強風時	97,940	103,450
		北側	—	冬18時	強風時	11,770	24,390
		南側	—	冬18時	強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	17,540	42,600
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	140	700
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460	
海溝型地震	想定東海地震		—	冬18時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震 基本ケース (東海地方が大きく被災するケース)		—	冬18時	強風時	700	4,500
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース (東海地方が大きく被災するケース)		—	冬18時	強風時	3,100	23,000

※ 建築物被害ケースが最大となるケース示す。

(表1-4) 被害想定(人的被害)

(単位:人)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難者数
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,230)	83,880
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	5,600 (5,310)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
		北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
		南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,600)	56,030
	伊那谷断層帯(主部)の地震		1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,910
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		10 (10)	230 (220)	80 (80)	960
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		270 (250)	2,710 (2,660)	1,330 (1,310)	16,360
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震		160 (140)	1,580 (1,540)	770 (760)	14,260
海溝型地震	想定東海地震		10 (10)	280 (280)	50 (50)	1,290
	南海トラフ巨大地震 基本ケース (東海地方が大きく被災するケース)		- (-)	1,400 (1,400)	-	5,500
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース (東海地方が大きく被災するケース)		80 (70)	6,300 (6,200)	-	25,000

※ 建築物被害ケースが最大となるケースを示す。

※ 観光客を考慮した場合。

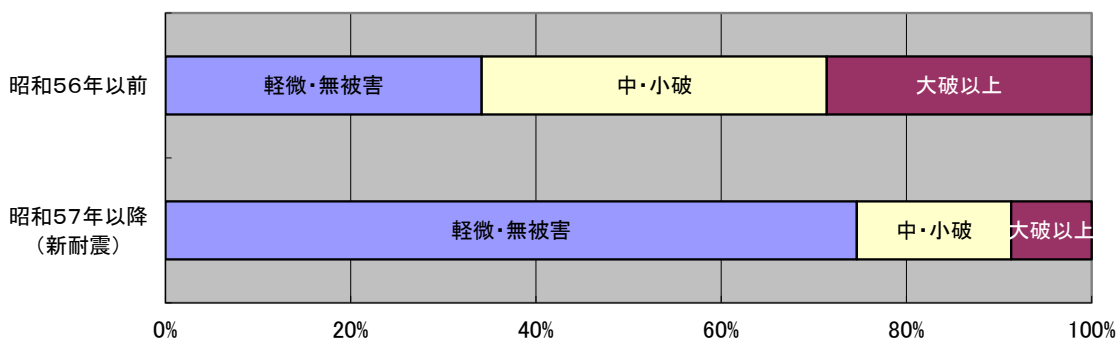
※ ( )内は建築物倒壊による死者数等。

## 2 耐震化の現状

### (1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています。）。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》

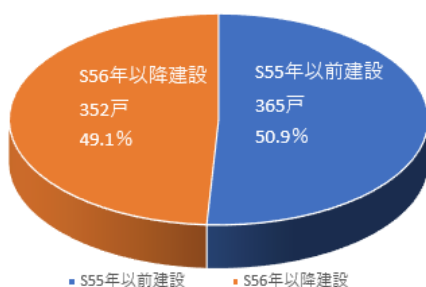


（出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告）

### (2) 建築時期別の住宅の状況等

令和7年度の村内の住宅総数は717戸であり昭和55年以前に建築された住宅は365戸で全体の50.9%を占めています。（表1-5）。

《令和7年建設時期別の住宅戸数》



住宅総数	R7 717
うち昭和55年以前建築	365 (50.9%)
～45	269
S46～55	96
うち昭和56年以降建築	352 (49.1%)
S56～H2	124
H3～12	107
H13～	121

（表1-5）建築時期別住宅戸数

（単位：戸）

また、村では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成19年度から、住まいの住宅・建築物耐震改修促進事業を実施してきました。診断を実施した住宅は44戸で、そのうち10戸で耐震改修を行っています（表1-6）。

(表 1-6) 耐震診断・改修の実績

(単位：戸)

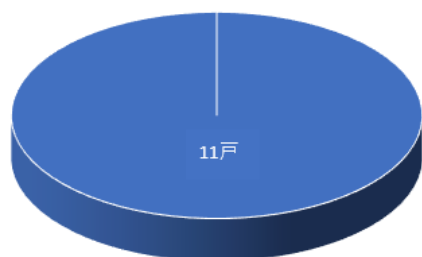
耐震診断	H14～30	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
住 宅	34	0	0	0	0	0	3	7	44
避難施設	20	0	0	0	0	0	0	0	20
特定建築物	1	0	0	0	0	0	0	0	1
耐震改修	9	0	0	0	0	0	0	1	10

※簡易診断を含めない。

## (3) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

村内に、多数の者が利用する建築物は11棟あります。このうち昭和56年以前に建築されたものが2棟ありますが、いずれも耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものと判断されています。そこに昭和57年以降に建築されたもの9棟を加えた11棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する建築物の耐震化率は現状で100%と推計されます(表1-7、1-8)。

(表 1-7) 多数の者が利用する建築物における耐震化率の現状(単位：棟)

令和7年度  
《多数の者が利用数建築物の耐震化の現状》

■ 耐震性を満たすと推測される建物 ■ 耐震性がないと推測される建物

多数の者が利用する建築物総数 (a)	11
耐震性を満たすもの (b=d+f)	11
耐震化率 (c=b/a)	100%
昭和57年以降に建てられたもの (d)	9
昭和56年以前に建てられたもの (e)	2
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	2
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	0

(表1—8) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (詳細) (単位:棟)

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所(庁舎等)、保健所等公益的な施設	学校、体育館	診療所	保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	旅館、工場共同住宅(賃貸)等	
平成27年における棟総数(a)	1	4	0	3	3	11
令和2年における棟総数(a)	1	4	0	3	3	11
耐震性を満たすもの(b=d+f)	1	4	0	3	3	11
耐震化率(c=b/a)	100%	100%	0%	100%	100%	100%
昭和57年以降に建築された棟数(d)	1	2	0	3	3	9
昭和56年以前に建築された棟数(e)	0	2	0	0	0	2
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの(f)	0	2	0	0	0	2
耐震性がないもの又はないと推測されるもの(g)	0	0	0	0	0	0

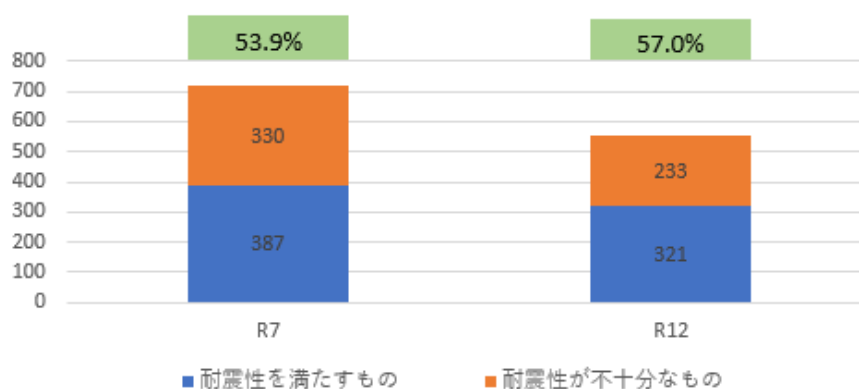
### 3 耐震改修等の目標の設定

#### (1) 建替等に伴う更新による耐震化率の推計

今後の5年間に於いても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却、または人口減少による住宅総数の減少により、耐震性を満たさない建築物が減るため、建築物全体における耐震化率は向上します（以下「建替等に伴う更新」という。）。

これまでの建替え等の動向を踏まえ、これまでと同じペースで建替え等が推移するとした場合の令和12年時点における住宅の耐震化率を推計します（表1-9）。

《建替等に伴う更新による令和12年における住宅の耐震化率の推計》



（表1-9）建替等に伴う更新による令和12年における住宅の耐震化率の推計

（単位：戸）

	令和7年	令和12年
住宅の総数 (a)	717	554
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	387	321
耐震化率 (c=b/a)	53.9%	57.9%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	352	281
昭和55年以前に建てられたもの (e)	365	273
耐震診断結果が耐震上支障がないとされるもの (f)	25	25
耐震改修を実施したことにより耐震性を有するもの (g)	10	15
耐震性が不十分なもの (h)	330	233

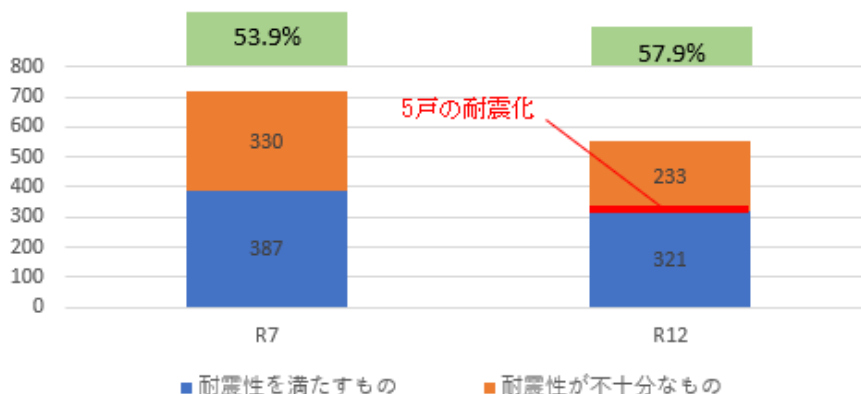
## (2) 耐震化率の目標の設定

国の基本方針において、「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和17年までにおおむね解消する。」とされていること及び県計画の耐震化率の目標並びに本村において想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、村内の地震被害想定を半減化を目指して、令和12年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

住宅については、耐震化率の目標を57.9%とします。

目標の達成に向けては、今後5年間で建替等に伴う更新による実施数に加え、村民に対する周知や施策の推進により、住宅については5戸の耐震改修が必要になります。(表1-10、1-11)

《令和12年までに耐震化が必要な住宅の戸数》



(表1-10) 令和12年における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

	住 宅
令和7年における住宅総数 (a)	717
耐震性を満たすもの (b)	387
耐震化率 (c=b/a)	53.9%
令和12年における住宅総数の推計値 (d)	554
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和12年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの(建替等に伴う更新による) (e)	316
建替等に伴う更新による令和12年における耐震化率 (f=e/d)	57.0%
目標(57.9%)を達成するために令和12年時点で耐震性を満たす必要がある戸数 (g)	321
令和12年までに耐震改修が必要な戸数 (h=g-e)	5
令和12年における耐震化率の目標 (i=g/d)	57.9%

(表1-11) 多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

(単位：棟)

	多数の者が利用する 建築物
棟総数 (a)	11
耐震性を満たすもの (b)	11
耐震化率 (c=b/a)	100%

### (3) 地震災害時に特に重要となる建築物の耐震化の促進

地震災害時に、避難施設となる学校や集落公民館、けが人の手当を行う病院・診療所及び災害弱者が利用する社会福祉施設等については、規模や設置主体（民間又は公共）に関わらず、特に耐震化が必要な建築物です。（表1-12）。

(表 1—12) 多数の者が利用する建築物及び村防災計画に指定されている避難施設の耐震化率(単位:棟)

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所(庁舎等)、保健所等公益的な施設	学校、体育館、集落公民館	診療所	保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	旅館、工場共同住宅(賃貸)等	
棟総数 (a)	2	28	1	4	1	35
耐震性を満たすもの(b)	2	28	1	4	1	35
耐震化率(c=b/a)	100%	100%	100%	100%	100%	100%

#### 4 公共建築物の耐震化

公共建築物は、災害時に、①庁舎は被害情報の収集や災害対策指示が行われ、②学校は避難場所等として活用され、③病院は災害による負傷者の治療が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。

公共建築物のうち村有施設(以下「村有施設」という。)にあっては、以下の考え方に沿って耐震化を維持します。

##### (1) 村有施設の耐震化の基本方針

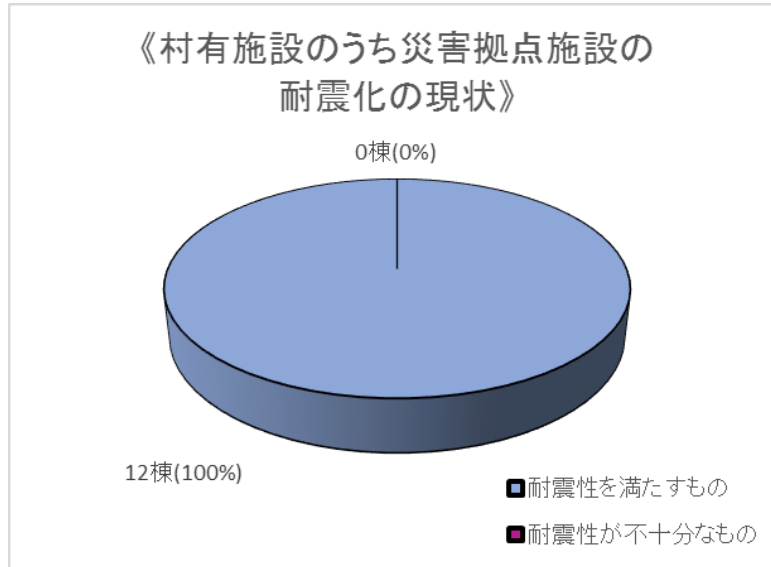
村有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物(以下「災害拠点施設等」という。)に関し、重点的に耐震化を維持することとします。

##### (2) 村有施設の耐震化の現状と目標

現在、村有施設のうち災害拠点施設等(村営住宅を除く。以下同じ。)は11棟あり、内昭和56年以前に建てられたものが1棟ありますが、既に耐震性を有する建物と判断しているため現状での耐震化率は100%となります。

村有施設における耐震化率は、災害拠点施設等において100%を維持します。(表1—13)

(表1-13) 村営住宅の耐震化の現状と目標



(表 1-13) 村有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状

(単位：棟)

建築物の分類	本庁舎	小中学校、 体育館	診療所	社会福祉 施設等	左記以外の 用途	合 計
総棟数 (a=d+e)	2	4	1	2	2	11
耐震性を満たすもの (b=d+f)	2	4	1	2	2	11
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	2	3	1	2	2	10
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)	0	1	0	0	0	1
耐震性を有するもの (f)	0	1	0	0	0	1
耐震性がないもの (g) ※	0	0	0	0	0	0

### (3) 公営住宅（村営住宅）の耐震化の現状及び目標

村有施設のうち村営住宅は、26団地、84戸、31棟を管理しています（令和8年4月1日現在）。昭和57年以降に建築されたものは31棟で、現在の耐震化率は100%となっています（表1-14）。

（表 1-15）村営住宅の耐震化の現状と目標

（単位：棟）

建築物の分類	低 層	中・高層	合 計
構造・規模等	平屋・2階建て	3階建て以上	
総棟数 (a) (構成比)	22 (71%)	9 (29%)	31 (100%)
耐震性を満たしているもの (b)	22	9	31
耐震化率(c=b/a)	100%	100%	100%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	22	9	31
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)	0	0	0
耐震性を有するもの (f)	0	0	0
耐震性を満たさないもの (g)	0	0	0
耐震化率(h)	100%	100%	100%

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

#### (1) 耐震化の推進のための役割分担（図2-1）

##### ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、コスト問題のほか、信頼できる事業者が分からない等の情報不足や自分だけは大丈夫という思いもあって、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度や耐震改修工事の減税制度の活用等も考えられます。

また、大規模地震により被害を受けた場合には、住宅の修復や家財の購入など生活の再建に多額の費用が掛かりますが、公的な支援や義援金だけでは十分とはいえないので、地震保険・共済への加入することも必要です。

##### イ 関係団体等

建築関係団体やNPOにあっては、村民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。特に、住宅所有者の費用負担低減のために低コスト工法が活用できる設計者や施工者の育成、地域の原風景を構成する重要な要素である古民家等を設計できる設計者の育成が必要になります。

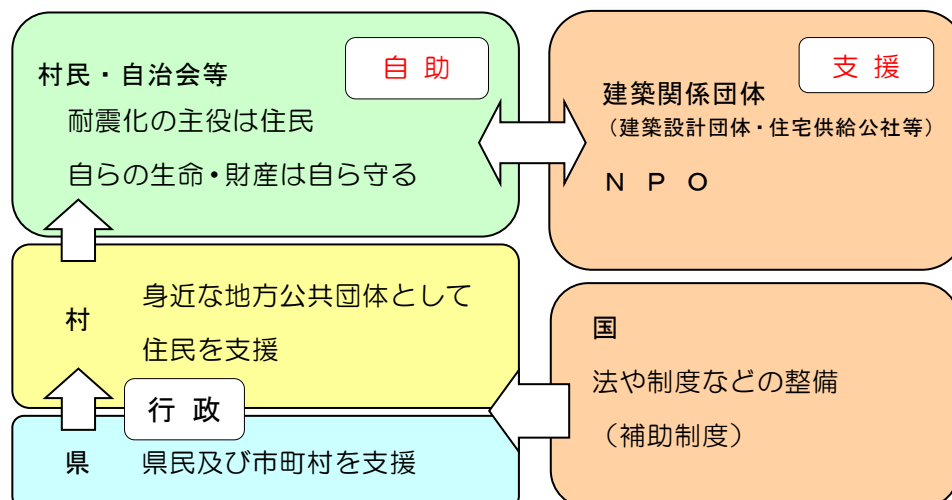
##### ウ 村

村は、最も身近な地方公共団体として、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むよう所有者の防災意識の啓発を図るとともに、その地域の実状に応じた支援制度を創設等し、所有者が耐震改修しやすい環境を整備することが必要です。

##### エ 県

県は所有者の取組みをできる限り支援する観点から、必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

(表2-1) 耐震化の推進のための役割分担



## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

### (1) 補助事業等の実施

村においては、住宅の耐震化を促進するため、平成19年度から住宅・建築物耐震改修促進事業（補助事業）を実施してきました。村民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、昭和56年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修に対し引き続き支援していきます。（表2-2）

(表2-2) 事業の概要

区分	耐震診断	耐震改修（現地建替含む）
対象建築物	昭和56年以前に建築された木造戸建て住宅	
支援内容	村が耐震診断士を派遣	耐震改修工事及び設計費に要する経費に助成
補助対象 限度額	住宅所有者は自己負担なし	工事費及び設計費の2/3 又は140万円
補助金の負担割合	国：1/2 県：1/4 村：1/4	国：1/2 県：1/4 村：1/4

### (2) 安価な耐震改修工法の普及

既存木造住宅の耐震改修を行いやすくするためには、低コストかつ簡易な工法などが求められており、「長野県建築物構造専門委員会」により評価された新たな耐震補強工法（耐震金物）等についても村民に周知しながら、住宅の耐震化を引き続き実施していきます。（表2-3）。

(表2-3)

長野県建築物構造専門委員会で評価された耐震補強工法等（R8.4.1現在）	（一財）日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法
	その他の耐震補強工法等3件

### (3) アクションプログラムの策定による取組

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、本村における「栄村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、耐震診断を実施していない所有者等を対象とした啓発に係る取組の強化を推進します。

## 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

### (1) 住民等が耐震改修等を行しやすい環境の整備

個人住宅にあっては、全世帯を対象にした啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、耐震化の必要性について周知を図ります。

### (2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

法を所管する行政庁の建築担当課に加え、村に設けている「耐震改修相談窓口」において、耐震改修等に関する相談に引き続き対応していきます。

### (3) 専門家の育成

住宅・建築物耐震改修促進事業の実施に際し、県において耐震診断等に関する知識、技術を修得するための「長野県木造住宅耐震診断士養成講習会」等を実施しており、受講修了者名簿の閲覧や紹介などを行っていきます。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施します（表2-4）。

(表2-4)

長野県木造住宅耐震診断士の登録数 (R7.3.31現在)	2,600 名
---------------------------------	---------

#### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

##### (1) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も定期報告制度などを通じて、非構造部材の耐震対策について、指導・助言を進めていきます。

##### (2) エレベーターの閉じこめ防止対策等

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事案が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、P波感知型地震時管制運転装置の設置、釣合おもりの脱落防止などの対策を講じるよう、定期調査報告の機会を捉えて、指導・助言を行います。

##### (3) その他建築設備の耐震対策

大地震時に建築物がその機能を発揮するためには、建築物が倒壊しないだけでなく、建築設備の耐震対策も重要です。給湯設備の転倒防止対策や配管等の設備の落下対策など、建築設備の耐震対策を周知・促進します。

### 第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

#### 1 地震ハザードマップの作成及び公表

所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表していくこととします。

#### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

村に設置されている相談窓口において、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家・標準契約書の紹介等の情報提供を行います。

また、広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページ、SNS等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。特に令和6年に発生した能登半島地震では1月1日と家族が集まる時期での大規模な地震であったこともあり、被害が増大しました。そういった被害を低減するためにも、機会をとらえ有効的な情報発信に努めるとともに、旧耐震基準住宅所有者が高齢化したことも踏まえ、福祉関係機関と連携した普及啓発にも努めるものとします。

#### 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

内外装の改修やキッチンの更新、バリアフリー工事等のリフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

広報や民間事業者等の行う住宅関連フェアや市町村のリフォーム工事への補助制度等と併せて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

#### 4 集落等との連携策及び取組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、村において啓発や必要な支援を行います。

#### 5 耐震改修促進税制等の周知

個人が住宅の耐震改修を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用から市町村が交付した補助金を差し引いた額の10%相当

額：上限25万円）また工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の税額を2分の1に減額（床面積120㎡が適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用されています（令和7年9月現在）。こうした税制を有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。

## 第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

### 1 法による指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者には必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本村においても村内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します（表4-1）。

ア 指導及び助言は、耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付により行います。

イ 指示は、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより行います。

ウ 公表は、広報やホームページ、各地方事務所等へ掲示することにより行います。

（表4-1）

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
法	特定既存耐震不適格建築物 （法第14条、法15条第1項）	特定既存耐震不適格建築物 （法15条第2項）	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合	
	一定の既存耐震不適格建築物 （法第16条第1項、第2項）	—	—	—

### 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携

(1) 県計画においては、所管行政庁が法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁（所管行政庁と同じ。）は、建築基準法第10条第3項による命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

(2) 損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁が建築基準法第10条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

## 第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、県及び建築関係団体等と連携を図りながら耐震化の推進を行うものとしてします。

### 2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、評価・検証を行うほか、必要に応じて見直すこととします。

別表 1 (多数の者が利用する建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ 750 m <sup>2</sup> 以上	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上	
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの			
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	
病院、診療所	階数3以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設			
劇場、観覧場、映画館又は演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗			階数3以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上
ホテル又は旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎 又は下宿			
事務所			
博物館、美術館又は図書館			
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの		階数3以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗			
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物			